



民暴弁護士の寄稿文



寄稿者
齋藤伸一 弁護士

【民暴弁護士と不当要求防止責任者講習】

1 そもそも不当要求防止責任者講習とは何でしょうか。

本紙の発行元である埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターは、公安委員会から委託を受け、不当要求防止責任者講習（以下「責任者講習」といいます。）を実施しています。これは各事業所ごとに選任される不当要求防止責任者（以下「責任者」といいます。）を対象に、無料で実施されているものです。

なぜ公安委員会やその委託を受けた暴迫センターがこの講習を事業者向けに無料で実施しているか。それは各事業者に不当要求による被害を防ぐためのノウハウを提供することが法律上義務付けられているからです。

皆様よくご存じの暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法第14条1項及び2項が根拠となっています。

各事業者の責任者が責任者講習を受講すると、暴力団情勢や暴力団排除についての資料の提供を受けられ、暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領を学ぶことができ、終了後には受講修了書の交付を受けられます。それだけでなく、事業内容によっては、地方公共団体が発注する業務の入札参加資格審査において優遇が受けられる場合もあるとかないとか。

責任者講習には、定期講習、選任時講習、臨時講習といった種別があり、種別により講習時間が異なり、責任者講習そのものの解説を続けたいところですが、お知りになりたい情報は読者によってまちまちでありますし、民暴弁護士の説明より暴迫センターにお問い合わせいただければ正確な回答が得られますのでそちらに譲ります。

2 民暴弁護士と不当要求防止責任者講習

それはそうと、我々民暴弁護士は、暴迫センターが実施するこうした不当要求防止責任者講習の講師を仰せつかることがあります。何故かという、講習の目的の柱となるのが、不当要求に対する具体的な対応要領を事業者に学んでいただくというものだからです。そして、我々民暴弁護士は、不当要求に対応しつつ、日頃から不当要求の対応方法について研鑽している者と社会から期待されています。皆さんも、事業活動をしていれば、顧客であったり、取引相手であったり外部の人と関わりを持つことになることは必然です。相手が何らかのきっかけで不当な内容の要求をしてくる場合もあります。

また、そもそも、最初から不当要求をする目的で接触を図ってくる輩もいるようです。

事業者は、日々、不当要求のリスクにさらされています。事業所ごとに不当要求の防止に精通した人がいれば、いざ不当要求に直面したときに、即時間違いがない対応ができるようになります。不当要求は初動が重要です。初動を誤れば、ボタンの掛け違いが生じ、綺麗にお洋服を着ることができず、不恰好となり、終始負け戦の体となり、不当要求に押し込まれてしまう危険があります。

皆さんの各事業所には、警察関係者や民暴弁護士が常駐することはできません。そこで、期待されるのが責任者の存在です。責任者は、我々民暴弁護士が介入する前に、適切な初動で不当要求に対峙しなくてはなりません。初動が適切であれば、その後の対応が円滑となり、紛争の拡大を防ぎ、円滑な解決に結び付きやすくなるのではないのでしょうか。

それゆえ、責任者において、民暴弁護士から不当要求の対応方法を具体的に学ぶことの重要性が認識されているのだと思います。また、民暴弁護士としては、事業者及び責任者の皆様の期待に応えられるような講義を作っていかなければなりません。

3 講義内容についての情報収集と工夫について

本コラムの執筆は、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士が執筆しています。埼玉の責任者講習では、我々埼玉の民暴弁護士が講師となる場合があります。しかし、当然のことですが、責任者講習は埼玉だけのものではありません。全国の都道府県公安委員会も暴対法に基づき、責任者講習を実施することが求められています。

もちろん、講習の内容は、どの都道府県も基本的に共通したものが求められています。また、全国各地の弁護士がそれぞれの都道府県公安委員会の責任者講習に講師として参加しているものと思われます。

ただ、そうした他の都道府県の弁護士が責任者講習に実際に関わっているのか、どのような関わり方でどのような内容の講義を行っているのか、そこまでは常に情報共有がなされているというわけではありません。地方に応じて重点的に抑えておくべき不当要求のポイントがあるともいえます。とはいえ、民暴弁護士は、他の地域の弁護士が担当する責任者講習の講義の実情に強い関心があるものです。

令和8年2月6日、群馬県水上温泉で、責任者講習をテーマに、関東弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会の会議で闊達な議論がなされました。関東弁護士会連合会とは、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟の弁護士会の連合体です。この会議で関東の都県における責任者講習について概ね情報を得ることができました。どこの民暴弁護士も工夫を凝らした講義をしているものだと大変刺激になりました。こうした情報や刺激は、埼玉の責任者講習に生かされるのか。それはこれからです。

寄稿者

さいたま市浦和区仲町1丁目11番13号

弁護士法人畑法律事務所 ☎ 048-822-2029 FAX 048-832-0934

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

弁護士 齋藤 伸一

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.209」から転記したものです。